

平成 31 年度
大阪大学大学院薬学研究科
博士課程医療薬学専攻（4 年制課程）
一般（第 1 次）入学試験学生募集要項

1. 募集人員

専攻	募集人員
医療薬学専攻	10 名程度

- (注) (1) 本研究科はその総合的充実のため、複数の領域で構成されています。
(2) 募集人員は、第 1 次募集及び別途実施する第 2 次募集、社会人特別入試、留学生特別入試の合計人数です。

2. 求める人材像

本研究科では薬学領域の最先端の研究を通して、幅広い知識と深い専門性を修得することにより、将来、研究、医療、教育、産業、行政等の分野で、国際的に活躍する指導者を養成することを目的とした教育を行っています。

この入試においては、TOEIC700点相当以上又はTOEFL・PBT530点相当以上（iBT71点相当以上）の英語力のある人材を求めます。

3. 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者とします。

- (1) 大学の薬学(修業年限が6年であるものに限る。)、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者及び平成31年3月31日までに卒業見込みの者。
- (2) 修士課程又は専門職大学院の課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者。
- (3) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者。
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者。
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者。
- (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者。
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、本研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者。
- (8) 大学の薬学(修業年限が6年であるものに限る。)、医学、歯学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学し、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認められた者。
- (9) 外国において学校教育における16年の課程(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る)を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る)を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程(薬学、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び平成31年3月31日までに修了見込みの者で、所定の単位を優秀な成績で修得したものと本研究科において認められた者。

- (10) 本研究科において、個別の入学資格審査により、大学の薬学(修業年限が6年であるものに限る。)、医学、歯学又は獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると本研究科において認められた者で、平成31年3月31日までに24歳に達する者。
- (11) 文部科学大臣の指定した者(昭和30年文部省告示第39号)

4. 出願資格の審査

出願資格(7)(8)(9)(10)(11)により出願する者は、次の提出書類を取り揃え、平成30年6月27日(水)から6月29日(金)までに、薬学研究科教務係あて持参又は郵便局窓口で上記期間内に届くよう簡易書留郵便の手続きを行い郵送(「薬学研究科入学資格事前審査申請」と朱書き)してください。

窓口を持参の場合、受付時間は9:00~12:00及び13:00~17:00です。

郵送の場合、受付期間後に到着したものは受理しません。

審査の結果は、平成30年7月27日(金)までに本人あて通知します。認定された者は、所定の出願手続きを行うことができます。なお、出願資格の認定は、提出書類により審査しますが、必要に応じて補足する書類の提出を求める場合や口述試験を課す場合があります。

[提出書類] (4)~(7)は該当者のみ提出してください。

- (1) 出願資格認定申請書(本研究科所定用紙)
- (2) 入学試験出願資格認定審査調書(本研究科所定用紙)
- (3) 研究業績調書(本研究科所定用紙)
- (4) 大学学部の卒業証明書(外国語の場合は日本語訳を添付してください。)
- (5) 大学学部の成績証明書(外国語の場合は日本語訳を添付してください。)
- (6) 大学院の修了証明書(外国語の場合は日本語訳を添付してください。)
- (7) 大学院の成績証明書(外国語の場合は日本語訳を添付してください。)
- (8) 志望理由書(A4判・1,500字程度)
- (9) 返信用封筒(長形3号又は洋形長3号の定形封筒(23.5cm×12cm)に宛先を明記し、切手682円分(簡易書留速達郵便)を貼付してください。)

5. 出 願 書 類

入 学 願 書	所定の用紙に必要事項を記入してください。
試 験 場 所 希 望 届	第1志望として国立医薬品食品衛生研究所との連携講座及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所(霊長類医科学研究領域、薬用植物資源学研究領域)を志望する場合のみ記入して提出してください。
受験者写真票・受験票	所定の用紙に写真を貼付し、必要事項を記入してください。
検 定 料 30,000 円	支払い場所：銀行窓口(ゆうちょ銀行を除く)(ATM(現金自動預払機)は不可) 支払い方法：所定の振込用紙を用い銀行窓口で振り込んでください。 なお、振込手数料は、振込者負担です。 ※本学大学院研究科博士前期(修士)課程を平成31年3月に修了見込みの者及び国費外国人留学生として入学する予定の者は、検定料は不要です。
検定料納入証明書	銀行の収納印を受け、願書の所定欄に貼付してください。
大学学部の卒業(見込み)証明書	出身大学等が作成したもの。 (外国語の場合は日本語訳を添付してください。) (本学薬学部卒業(見込み)者及び本研究科 博士前期(修士)課程修了(見込み)者は、本学在学時のものについては不要です。また、出願資格の認定を受けた者も不要です。)
大学学部の成績証明書	出身大学等が作成し、厳封したもの。 偽造防止用紙による証明書の場合は、厳封を要しません。 (外国語の場合は日本語訳を添付してください。) (本学薬学部卒業(見込み)者及び本研究科博士前期(修士)課程修了(見込み)者は、本学在学時のものについては不要です。また、出願資格の認定を受けた者も不要です。)

博士前期(修士)課程修了(見込み)証明書	博士前期(修士)課程修了(見込み)者のみ提出。 出身大学院等が作成したもの。 (外国語の場合は日本語訳を添付してください。) (本研究科博士前期(修士)課程修了(見込み)者は不要です。また、出願資格の認定を受けた者も不要です。)
博士前期(修士)課程成績証明書	博士前期(修士)課程修了(見込み)者のみ提出。 出身大学等が作成し、厳封したもの。 偽造防止用紙による証明書の場合は、厳封を要しません。 (外国語の場合は日本語訳を添付してください。) (本研究科博士前期(修士)課程修了(見込み)者は不要です。また、出願資格の認定を受けた者も不要です。)
TOEFLまたはTOEICの成績	平成28年8月1日以降に受験した、TOEFLの"Examinee's Score Record"またはTOEICの"Official Score Certificate"(原則として顔写真付きのもの。)の原本とそのコピー1部の両方を提出してください。原本は受験票等を送付する際に併せて返却します。 一度提出した成績の差し替えは認めません。TOEFL-ITP及びTOEIC-IPの成績は利用できません。 なお、平成31年3月に本研究科博士前期課程創成薬学専攻を修了見込みの者は、TOEFLまたはTOEICの成績の提出を免除します。
修士学位論文の概要・研究経過概要等	修士の学位を有する者は、修士学位論文の概要(A4判・4,000字程度)。 修士の学位を有しない者は、研究経過概要(A4判・4,000字程度)を提出してください。
研究計画書	博士課程において希望する研究の方向をA4判・400字程度にまとめたもの。
(外国人のみ提出) 住民票の写し	外国人の志願者は市区町村長発行の在留資格及び在留期間を明記した「住民票の写し」を提出してください。なお、出願者以外の世帯員は証明不要です。 (法務大臣が日本での永住を認めた者は不要です。)
あて名ラベル	所定の用紙に必要な事項を記入してください。
受験票等送付用封筒	長形3号又は洋形長3号の定形封筒(23.5cm×12cm)に宛先を明記し、切手392円分(簡易書留郵便)を貼付してください。薬学研究科教務係窓口へ願書等を持参する者も受験票等送付用封筒が必要です。 なお、平成31年3月に本研究科博士前期課程創成薬学専攻を修了見込みの者は不要です。

出願に関する注意事項

出願前に必ず志望研究室の担当教員に問い合わせてください。

6. 願書受付

受付期間	平成30年7月30日(月)から8月3日(金)まで
------	--------------------------

[薬学研究科教務係窓口へ持参の場合]

受付時間：9:30～11:30 及び 13:00～15:00

[郵送による場合]

郵便局窓口で簡易書留郵便の手続きを行い、下記送付先に郵送してください。

平成30年8月1日(水)以前の発信局(日本国内)消印のある簡易書留速達郵便に限り、期限後に到着した場合でも受理します。

封筒の表に「博士課程医療薬学専攻入試願書在中」と朱書してください。

[出願書類等の提出(送付)先]

565-0871 大阪府吹田市山田丘1番6号 大阪大学薬学研究科教務係

7. 選抜方法等

- (1) 第1志望として国立医薬品食品衛生研究所との連携講座及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（霊長類医学研究領域、薬用植物資源学研究領域）を志望する場合のみ、以下の試験場所から一つを選択してください。これ以外の場合は、大阪大学薬学研究科で試験を実施します。

試験日時	平成30年8月22日(水) 集合時刻は受験票等を送付する際に指示します
	なお、平成31年3月に本研究科博士前期課程創成薬学専攻を修了見込みの者は、上記日時とは別に研究領域ごとに適宜実施します。
試験場所	大阪大学薬学研究科及び国立医薬品食品衛生研究所
試験科目	研究概要の発表及び口頭試問

※試験場所の詳細は受験票を郵送する際に同封します。試験場所（国立医薬品食品衛生研究所）に詳細の問い合わせをしないでください。

入学者の選抜は、研究概要の発表及び口頭試問の結果(70点)、TOEFL または TOEIC の成績及び出願書類の内容(あわせて30点)を総合して行います。なお、平成31年3月に本研究科博士前期課程創成薬学専攻を修了見込みの者は、研究概要の発表及び口頭試問の結果、出願書類の内容を総合して行います。

8. 合格者発表

平成30年9月4日(火)14:00(予定)

本研究科ウェブサイト <http://www.phs.osaka-u.ac.jp> に合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には合格通知書等を上記発表日以降に投函し郵送します。

電話やメール等による可否の問い合わせには、一切応じません。

9. 入学手続

入学手続に関する詳細は、合格者に別途通知します。

10. 入学料及び授業料

- (1) 入学料 282,000円
ただし、平成31年3月に本学大学院博士前期(修士)課程を修了予定の者は、入学料は不要です。
- (2) 授業料(前期・後期共) 267,900円(年額535,800円)
* 入学料・授業料の金額は、変更することがあります。
* 在学中に授業料の改定が行われた場合は、改定時から新授業料が適用されます。
* 国費外国人留学生として入学する者は、入学料、授業料は不要です。

11. 奨学金制度について

平成30年度入学者から、優秀な大学院生(博士課程医療薬学専攻)の入学年度の就学・研究活動について支援を行うために奨学金制度(支給額 半期26万円、年間52万円 入学年度1年間に限る)の導入を行います。詳細は、入学手続完了者にお知らせいたします。

12. 個人情報の取扱いについて

- (1) 出願時に提出された氏名、住所、その他の個人情報については、「入学者選抜(出願処理、選抜試験実施)」、「合格者発表」及び「入学手続」等の入試業務を行うために利用します。
なお、合格者については合格発表日以降、入学後に履修可能なプログラムについて案内するために利用することがあります。
また、入学者については、「教務関係(学籍管理、修学指導)」、「学生支援関係(健康管理、授業料免除・奨学金申請、就職支援等)」及び「授業料収納に関する業務」を行うことにも使用します。
- (2) 入学者選抜に用いた試験成績等の個人情報は、入試結果の集計・分析及び入学者選抜の調査・研究のために利用します。

13. その他

(1) 在学期間の短縮について

博士課程医療薬学専攻の在学期間に関し、優れた研究業績を上げた者については、本研究科委員会が特に認められた場合に限り、この課程に3年以上の在学で足りません。

(2) 身体に障がいのある者で、受験及び修学に際して特別な配慮を希望する場合は、出願前に薬学研究科教務係に申し出てください(電話連絡可)。

(3) 振り込まれた検定料は次の場合を除き返還しません。

①出願したが受験資格がなかった場合

②出願書類受付期間後に出願書類が到着し、受理されなかった場合

③出願書類に不備があり受理されなかった場合

④検定料を払い込んだが出願しなかった場合

⑤検定料を誤って二重に振り込んだ場合

④、⑤の場合は、返還請求を行ってください。返還請求の方法は、下記(8)まで問い合わせてください。

(4) 出願手続後は、出願事項の変更には応じません。

(5) 入学願書の履歴、入学資格等につき虚偽の記載をした者は、入学決定後であっても入学の許可を取り消すことがあります。

(6) 受験のための自動車及びバイクでの構内への入構はできません。

(7) 入学願書類を郵送で請求するときは、あて先を明記した返信用封筒(角形2号33cm×24cm、切手205円分貼付)を同封し、封筒の表に「博士課程医療薬学専攻入学試験学生募集要項請求」と朱書きしてください。

(8) 本募集要項に関する問い合わせ先

大阪大学薬学研究科教務係

565-0871 大阪府吹田市山田丘1番6号 電話(06)6879-8147

受付時間 8:30~12:00 及び 13:00~17:15(土・日・祝日を除く)

(9) 特別プロジェクト等により設置された協力講座は設置期間が限定される場合がありますが、設置期間終了後は、所属学生の研究指導等は当該講座の世話分野(本研究科の基幹分野)に引き継がれます。